同居親族の介護(看護)について

同居親族の介護・看護のため家庭で児童の保育をできない場合は、下記の書類の提出が必要です。 1.診断書(担当医による証明)

2.介護・看護状況証明書(民生委員児童委員への証明依頼が必要です)

- \downarrow
- ①「介護・看護状況証明書」の必要項目を記入する。
- ②上記証明書の記入内容について民生委員児童委員に訪問確認してもらう。 (民生委員児童委員への「依頼書」を作成し、①の書類と封筒とともに民生委員児童委員へ手渡す)
- ※民生委員児童委員は住んでいる地区によって担当が異なります。ご自身の担当民生委員児童 委員が分からない場合は、読谷村役場こども未来課へお問い合わせください。
- ③民生委員児童委員は証明後、封筒に入れて保護者へお渡ししますので、封をしたまま、診断書とともに提出してください。

お問合せ先

読谷村役場 こども未来課 保育所幼稚園係 Tel 982-9240